

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

プロポーザル選定委員会 委員長

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり提案書を募集します。

1 業務概要

- (1) 業務名 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）事業者募集
- (2) 業務目的 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年～平成29年度）に基づき、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域密着型サービスの基盤整備を進めるため。
- (3) 契約期間 平成29年3月までに施設整備を終え、平成29年4月からサービス提供を開始できること。
- (4) 業務内容 小規模多機能型居宅介護の建設、運営及びそれに付随する業務
- (5) 業務実施上の条件 以下の条件に従ってください。
 - ア 三芳町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成25年条例第5号）の基準を満たしていること
 - イ 事業所の建築計画は、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること（応募前に、必ず担当部署の窓口で確認をしてください）
 - ウ 施設を整備しようとする土地・建物は、事業者が所有、または賃借すること。賃借の場合は、事業継続に支障のない必要十分な賃貸借契約期間（30年以上）を有していること、またはそれが確実であること
 - エ 整備予定地の隣接地権者、町内会等の地域住民に対して説明会等の必要な対応を行い、施設建設が円滑に進められる見込みがあること
 - オ 地域密着型サービスに対する国・県の補助金等については、交付決定を約束できるものではありません。地域密着型サービス事業計画については、補助金等を見込まずに作成してください。ただし、本町に対し国・県から補助金等の交付がなされる場合は、交付される補助金等の額の範囲内において、事業予定者に対し、補助することになります。
なお、補助を受ける場合は、一定の要件及び手続きが必要になります。
 - カ 本公募に係る施設整備等に対する、町の単独補助はありません。

- (6) 業務所管課 三芳町健康増進課
- (7) その他必要事項 公募する場所は、三芳町内であれば限定はしません。

2 参加申込書に関する事項

(1) 参加申込書の作成様式

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱様式第6号及び第13号

- ・登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- ・営業所表（様式第14号）
- ・委任状（様式第15号。ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）
- ・誓約書（介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書）

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：平成27年12月22日（火曜日）午後4時00分

イ 提出場所：三芳町健康増進課介護保険担当

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

TEL 049 - 258 - 0019 （内線184～187）

e-mail kenko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

ウ 提出方法：予め電話予約の上、持参による提出とする（9時～16時）。郵送及びFAXによる提出は認めない。なお、土曜・日曜及び祝日は受け付けません。

(3) 参加申込の資格要件

ア 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して運営する能力、資力を有する法人であること。

イ 介護サービス事業者として、1年以上のサービス提供実績があること。

ウ 介護保険法における指定の欠格事由、取消し事由に該当せず、所管官庁の監査、指導、検査等において重大な指摘を受けていないこと。

エ 三芳町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条に規定する、暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

オ 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

3 提案者の選定に関する事項

(1) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あ	手持ち業務量等

	るか	
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数
社会貢献（倫理観）	社会的貢献度が有るか	育児・介護休暇等の優遇等

(2) 非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、選定委員会(所管課)から通知する。

4 提案書の作成に関する事項

(1) 提案書の作成様式、提出部数

① 作成様式

ア 応募申請書

イ 法人の概要・沿革

ウ 代表者・管理者・計画作成責任者・計画作成担当者の経歴

エ 役員（予定）名簿

オ 法人定款または寄付行為

カ 給与規定

キ 就業規則

ク 収支予算書

ケ 現在運営している法人の決算報告書

コ 法人の各納税証明書

サ 資金計画書及び借入金返済計画書

シ 実施予定事業の定員・従業者等の計画

ス 事業運営に関する提案書

セ 土地・建物の権利関係を確認できる書類

ソ 建物計画図（A3版可）

タ 建設予定地の案内図・周辺の地図・写真

チ 事業日程書

②提出部数

ア 提出書類は、正本1部、副本8部とします。

イ 同内容のPDFデータによるCD-ROM 1部

ウ A4版縦型左綴じを原則とし、インデックスを付けてください。

エ 全体をフラットファイル等で綴じてください。

(2) 留意事項

ア 他の事業応募者の計画内容に関する問い合わせについては、一切応じません。

イ 応募に際して不正行為、または書類に虚偽のある記載があった場合は、失格となります。

ウ 応募受付後に辞退する場合は、取り下げ書（任意様式）を提出してください。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：平成28年1月29日（金曜日）午後4時00分

イ 提出場所：三芳町 健康増進課介護保険担当

〒 354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

TEL 049-258-0019 (内線184~187)

e-mail kenko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

ウ 提出方法 : 予め電話予約の上、持参による提出とする。郵送及びFAXによる提出は認めない。なお、土曜・日曜及び祝日は受け付けません。

(4) 本提案募集要項の内容についての質問・回答

ア 質問は、文書(A4版任意様式)により行うものとし、電子メールで送付するものとする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話、FAX番号、メールアドレスを記載するものとする。

イ 提出先メールアドレス : kenko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

ウ 質問受付期限 : 平成28年1月8日(金曜日)午後5時まで

エ 質問に対する回答は、平成28年1月12日(火曜日)までに、メールで回答するものとする。なお、参加承諾した全事業者に周知する必要があるものについては、参加承諾した全事業者あてにメールで周知するものとする。

(5) 提案のプレゼンテーション

ア 提案書の提出後、指定する日時(2月上旬~中旬)にプレゼンテーションを行い、提案の説明を行う。プレゼンテーションに欠席した場合は、募集に応じる意思が無いものとみなす。

イ 発表方法 : プレゼンテーション及びヒアリングによる提案説明

ウ 発表時間 : 30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

(6) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行能力	業務を遂行できるだけの専門技術を有しているか	専門技術職員数
企画提案者の業務経歴	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数
業務管理者及び業務責任者の実績・専任性	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
	当該業務に専任できる時間が十分にあるか	手持ちの業務量

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
小規模多機能型居宅介護運営の適格性	法人として、小規模多機能型居宅介護の運営を行うことが、適しているか	法人の理念や姿勢 個人情報への取扱い 法令等の遵守 利用者への情報提供等 自己評価や第三者評価 運営の適正化や効率化

事業に対する企画力	業務に対する取組み姿勢が適切で、意欲があるか	地域住民との交流 質の高いサービス その他
運営全般	事故発生時の対応	転倒等の日常的な事故防止や再発防止について
	衛生管理体制	日常的な衛生管理に努め、感染症や食中毒発生時の対応
	非常災害体制	非常災害時、防災に対する具体的な対応
	業務に対する取組み姿勢が適切で、意欲があるか	介護の方針 サービスを利用していない日における登録者への関わり
	緊急時の対応	利用者の急変時の体制
	苦情処理・解決方法	苦情等の対応は適切か
	低所得者に配慮した料金体系になっているか	利用料の算定根拠は明確か
	家族等との連携体制	家族からの意見や家族への情報提供の考え方
	公平公正な対応になっているか	虐待防止に対する考え方等
	利用者の重度化への対応	利用者の重度化への対応
	協力医療機関について	協力病院等との連携及び支援体制
運営推進会議について	運営推進会議をどのように活用していくか	
職員体制	人材確保や人員配置	急な職員の欠員等に対応できる十分な人材を確保し、適正な人員配置をする取組みや方策が考えられているか
	職員の待遇等について	人事制度・待遇についての考え方等
	研修制度	事業所内での研修や外部研修等について
資料調整能力	企画提案書は分かり易いか	提案書のまとめ方

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	プレゼンテーション内容
資料調整能力	プレゼンテーション資料が分かり易いか	
協調性	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	質問に対する受け答え姿勢

(7) 提案者の内定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、提案者を内定する。

ただし、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

(8) 提案書の不採用理由に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会(所管課)から通知する。

5 本公表内容についての問い合わせ先

三芳町 健康増進課介護保険担当

〒 354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

TEL 049-258-0019 (内線184~187)

e-mail kenko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

6 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができない。

(2) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

(3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とし、その提出者を失格とする。

(4) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。

(5) 提出された参加申込書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。

ただし、町は事業予定者の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) 本公募における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、町はその責を負いません。

(7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがあります。

以上